

北陸鉄道会社創立願書 (抄・・しょう・抜粹)

私設北陸鉄道会社創立願書差出候 (さしだしそうろう) に付き進達 (しんたつ・・上申書を官庁に提出) 仕候 (つかまつりそうろう)。鉄道布設の義に付きては曩日 (さきの日。先日) 東北鉄道中止の事も有、之 (この) 地方の状況篤と (とくと) 取調候処 (とりしらべそうろうところ) 今回の義は有志者発起以来発起株主たらん事を競いて申立候様 (ありさま) の情況にて該 (当) 事業を翼賛 (手助け) する実に前日の比に無く、之 (これ) 時機 (機会) 既に成熟せしものと信認 (認める) 仕候。且 (かつ) 起業目論見書 (事業に関わる詳細な説明書) の表、旅客貨物の数量等確實の調査にして聊 (いささかの) 不都合無き。之收支予算に於いても適當と認め候に付き、速に御允許 (許可) 相成度 (あいなりたく) 此段副申 (もうしそえる) 候也。

明治 21 年 6 月 30 日

富山県知事	国重 正文
石川県知事	岩村 高俊
福井県知事	石黒 務

内閣総理大臣 伯爵黒田 清隆 殿

北陸鉄道会社創立願

運輸の便を開き交通の途 (みち) を拓げるは今日の急務にして国益を謀る (図る) 尤も (もっとも・・理にかなう) 之より急なるはなし。然 (しか) るに我富山・石川・福井県の地方たる別紙北陸鉄道布設趣旨書に記述せる如く今日にして鉄道を布設し運輸交通の便を謀るにあらざれば現今地方の衰替 (衰退) は到底挽回し得へからざる義と信認し北陸鉄道布設の事を発起し、尚営業上の收支等取調べ候処 (そうろうところ)、別紙起業目論見書第四項の通りに有。之 (これ) 候間 (そうろうあいだ) 速やかに本社設置の義、御允許被成下度 (くだされたくは) 尤 (もっとも・・理にかなう)。

御允許の上は明治 20 年 5 月 17 日勅令第 12 号私設鉄道条例の諸件は固く遵守可仕 (ききいれつかまつり) 別紙北陸鉄道并に (ならびに) 北陸鉄道特許請願書及び起業目論見書相添 (あいそえ) 此の段上、願候也。

明治 21 年 6 月 30 日

(発起株主名 略)

内閣総理大臣 伯爵 黒田 清隆 殿

北陸鉄道会社起業目論見書

第一 社名本社等所在の事

本社は越中・加賀・能登・越前の4カ国に鉄道を敷設し旅客及び貨物運輸の業を営むを以て目的とするものにして、名つけて北陸鉄道会社と称し本社を加賀国金沢に設け、便宜により事務所を東京、富山、福井に置く。

第二 線路の事

本社の鉄道を敷設せんとする線路は越中国富山より加賀国金沢、越前国坂井港、福井を経て武生に達する本線及び越中国守山より伏木に達する支線渾て(すべて)凡そ(おおよそ)百十九里三分(467.35 km)の間にして、追って(その後)加賀国河北郡津幡より能登国七尾港、及び越前国武生より敦賀港に通ずる線路を選定(ルート選定)し敦賀の官線(15年敦賀駅開業)に联接(れんせつ・・接続)する目的なれども目下工事の都合により先ず富山より武生の間と定め、即ち実施を観察し調製したる線路の図面は別紙の如し。

尤も(もつとも)愈々(いよいよ)工事に着手するに当たり尚細密なる測量を為すに至らば或いは多少の変更を要する事あらんと雖も(いえども)其の大意に至っては蓋し(けだし・・おおよそ)大差なかるべし。

第三 資本金の事

本社資本金は四百万円と定め、1株を金五十円として総株数八万株を募集するものとす。

第四 工事の事

越中富山より越前国武生迄、及び越中国守山より伏木迄延長凡そ百十九里三分間に鉄道を敷設するに就き之(これ)が費用の概算を立てるに総額金三百六十五万六千三百六十三円十六銭にして平均1哩(マイル約1.6k)の費用金三万六千四百四十八円四十七銭六厘とす。その内訳左の如し。但し此の額は概則に由り(より)計算したるものなるを以て尚詳細の調査を遂げんには多少の増減なきを得ず。

故に此の外(他)更に三十四万三千六百三十六円八十四銭の準備金を用意して資本金四百万円と定め以て万一の虞(おそれ)に供えたり。

(北陸鉄道予算書・収支概算 略)

- | | | | |
|---|-------------------|----------------------|------|
| 一 | 金五拾貳万千參百四拾八円拾九銭四厘 | (521,348 円 19 銭 4 厘) | 総収入高 |
| 一 | 金拾七万九千百拾四円六拾五銭 | (179,114 円 65 銭) | 総経費 |
| 一 | 金三十四万貳千貳拾三円五拾四銭四厘 | (342,233 円 54 銭 4 厘) | 純益金 |

即ち資本金四百万円に対し年々八分五厘五毛強の利益なり。

福井県発起人交名（きょうみょう・・・人名列記）並びに株金高別紙記載。